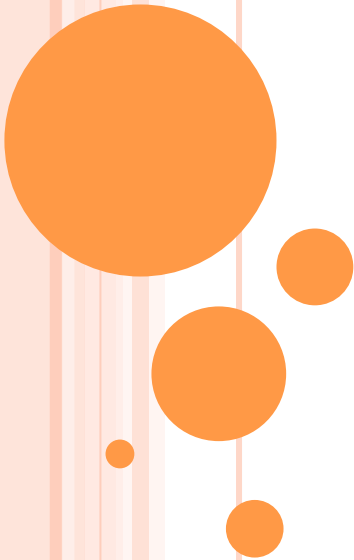




公共サービスの現状と東日本 大震災における活動

自治労中央執行委員長（連合会長代行）

氏家 常雄

自治労とは

正式名称:全日本自治団体労働組合

結成年 : 1954年

組合員数:約85万人

上部団体:連合(日本労働組合総連合会)に加盟

<どのような労働者が参加しているのか？>

①かつて(結成当初からしばらく)は、主に、地方自治体の職員(地方公務員)を組織していた。

②しかし、自治体の仕事が民間委託され、公共サービスの担い手が多様化していく中で(後述)、現在は、非公務員の公共サービス労働者の加入が増加している。

<組合員の主な職種>

県庁や市役所などの一般行政職員、
保育士、看護師、介護職員、ケースワーカー、
国民健康保険や年金業務の職員、
清掃職員、上下水道職員、給食調理員、
都市交通職員 など極めて多様

今なおメインは地方公務員。
しかし、公務員は、公務員法によって、労働基本権(団結権・労働協約締結権・争議権)を制約されており、労働組合活動には限界がある。(後述)

自治労の主な日常活動

(組合員にむけた取り組み)

- ・賃金の引き上げ
- ・労働時間の短縮(ワークライフバランス)
- ・必要な人員の配置
- ・安全で快適な職場環境の確保
- ・労働者自主福祉活動

自治労の主な日常活動

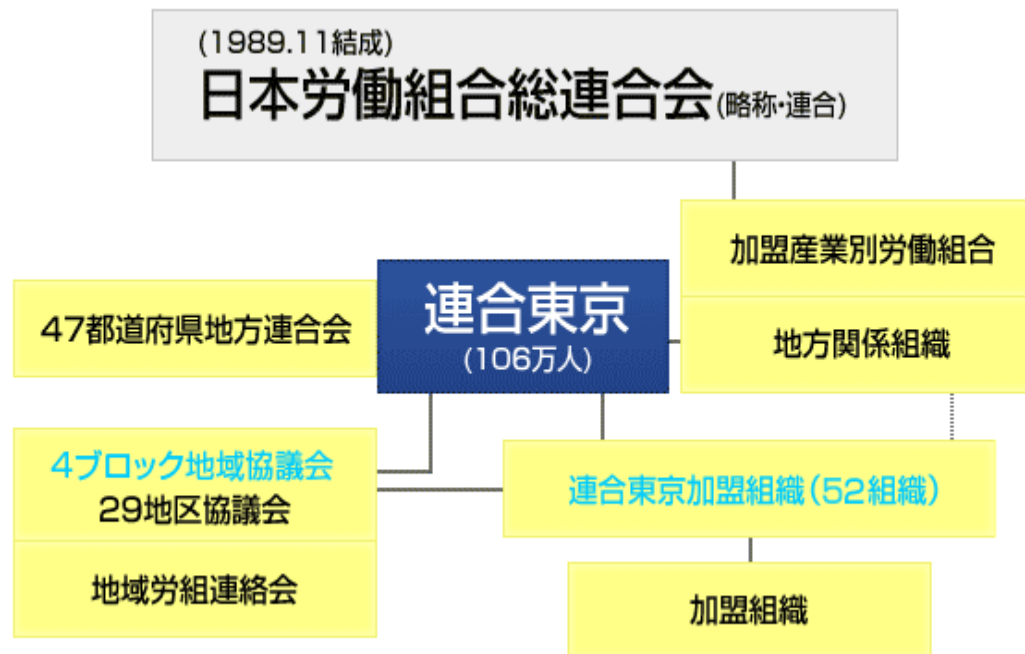
(社会とかかわる取り組み)

- 自治研活動
- 地方分権、持続可能な社会保障の改革
- 環境・エネルギー問題
- 平和と人権を守る
- 男女平等の取り組み
- 災害支援活動
- 国際連帯

連合とは(例:連合東京)

連合は、労働組合のナショナル・センター。51の「構成組織」(産業別労働組合など)が加盟し、全国47都道府県に「地方連合会」をおいている。組合員は約675万人。

連合本部の所在地は、千代田区神田駿河台で、明治大学駿河台キャンパスのすぐ近く。

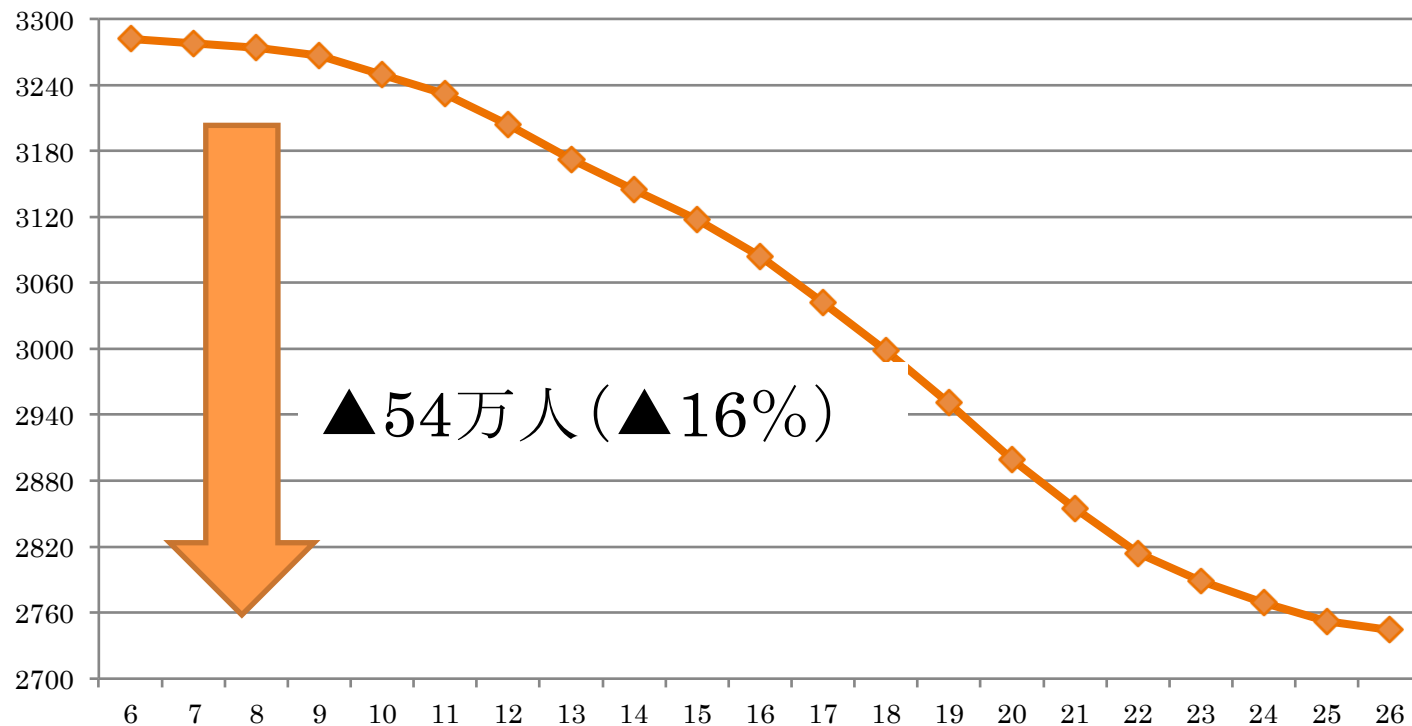


1. 公務・公共サービスの現状

- 行政改革、財政改革、市町村合併により公務員数は減少の一途
- 国・地方ともに厳しい財政実情のもと、総人件費抑制政策、自治体では独自賃金カットも
- 民間委託や臨時・非常勤等職員も増加
- 今後公共サービスはより重要な役割を担っていくが...

地方公共団体の総職員数の推移 (平成6年～平成26年)

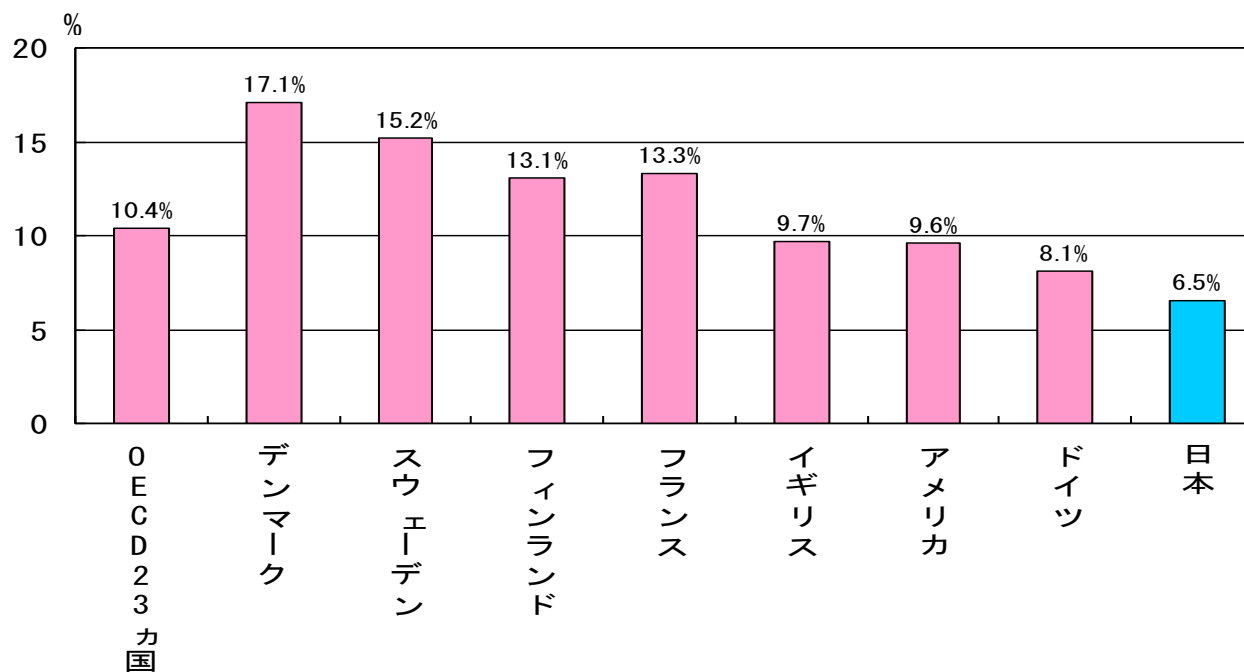
○総職員数は、対前年比で約9千人減少し、約274万人。
平成6年をピークとして平成7年から20年連続で減少。



総務省資料

公務員人件費のGDP比国際比較

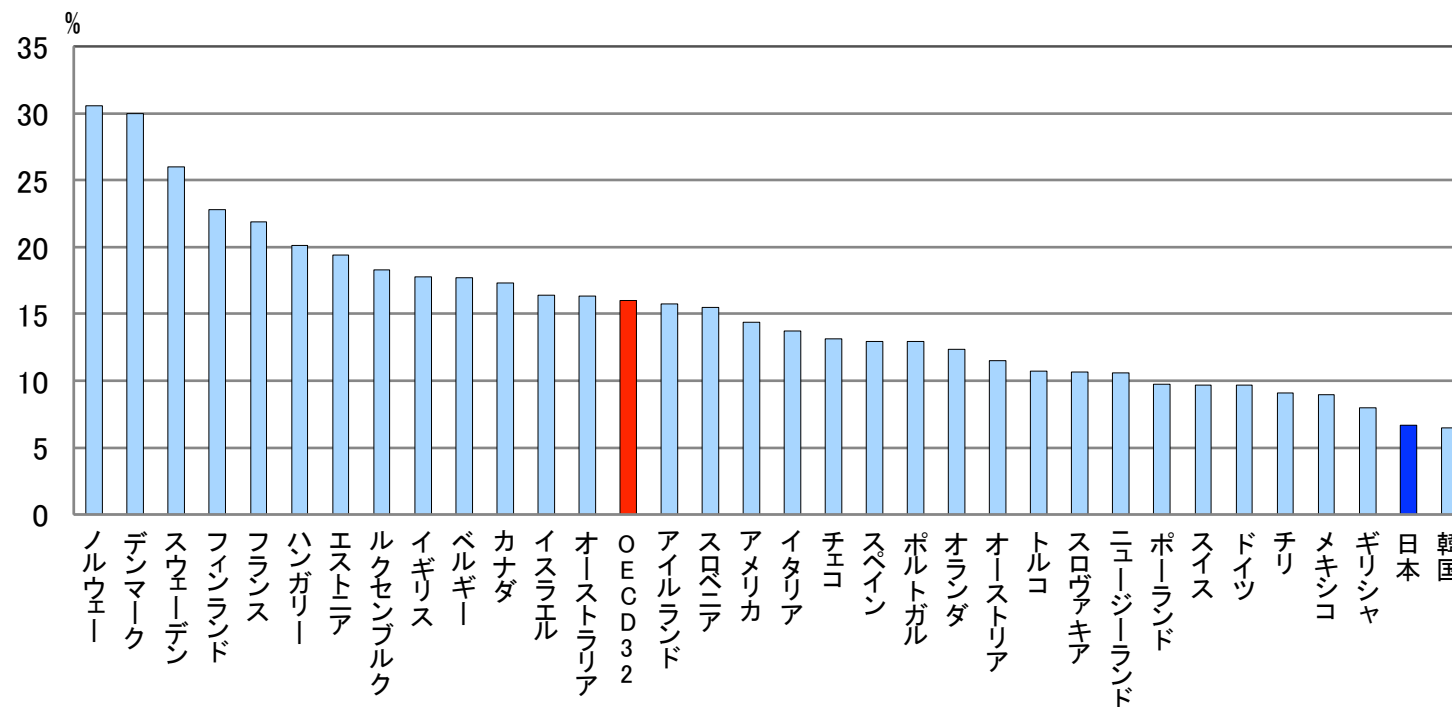
○OECD諸国の中で日本の公務員人件費(国の総人件費及び地方の人件費)は最低となっている



OECD「Government at a Glance
2011」

労働力全体に占める一般政府の雇用割合

○日本の労働力全体に占める公的部門の雇用割合はわずか**6.7%**、国際的にみても低い水準である。



OECD「Government at a Glance
2013」

2. 東日本大震災の発生

①震災の被害と自治体の対応

- 2011年3月11日 東日本大震災発生
- 下水道、ガス、電力、交通、通信網等のライフラインに大きな被害
- 避難誘導、避難所対応、住民の安否確認、罹災(りさい)証明書などの発行、震災関連死・対応しなければならない課題が山積



- 自治体での対応のみでは限界



岩手県宮古市を襲う大津波

2. 東日本大震災の発生

②消防による福島原発事故への対応

- 福島原発への派遣命令
- 安全確認など情報不足の中での活動
- 事前訓練と実際に使用する機材の違い
- 放射性物質・汚染水などの対策



福島原発での冷却作業(消防庁資料)

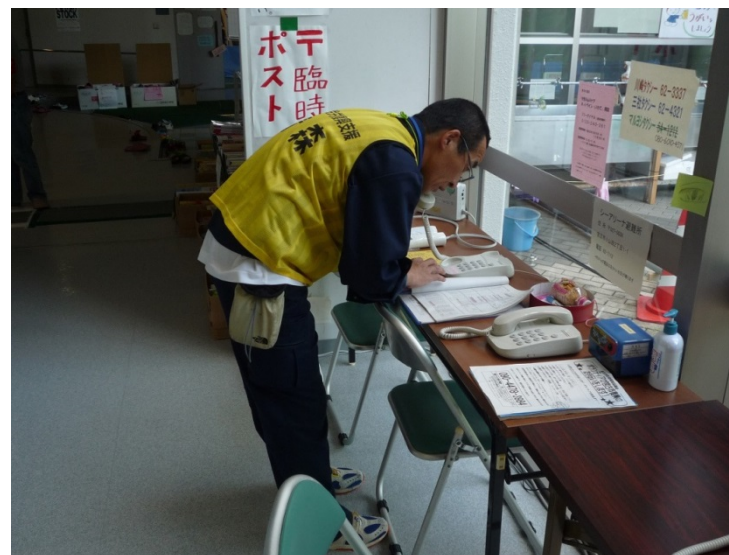


情報不足の中での活動(消防庁資料)

3. 労働組合としての取組み

①自治労復興支援活動の展開

- 被災地の復旧・復興のため、自治労復興支援活動を開始(4ヶ月間、延べ2万人)
- 支援側自治体職場における当局交渉等により、参加者の約56%がボランティア休暇での参加
- 公務出張および職務専念義務免除による参加者も約20%いた



被災者からの電話を受ける支援活動参加者

3. 労働組合としての取組み

②労使の連携

- 被災側自治体労使で復興支援活動受入体制の協議
 - 被災側・支援側双方に組合→自治体支援ではなく労働組合としての援助が可能
 - 個別自治体間応援→被災側の体制構築が困難
- ↓
- 労使が一体となって取組むことで、有効な復興支援になる



自治体首長と自治労とで受入体制の協議

3. 労働組合としての取組み

③国家公務員の臨時特例給与削減の受け入れ

- 【人事院勧告制度下】で、労使合意による、極めて異例な措置
- 国民生活を守る公務・公共サービスのあり方と、そこで働く労働者の賃金・労働条件を労使交渉で決定



本来あるべき自律的労使関係

公務員に対する労働三権の制限

労働三権の制限について			
地 方 公 務 員			
企業職員 （技能労働 職員）	一般行政 職員 教育公務員	区 分	
労働組合制度 （地公労法5①） 現業職員（技 能労働職員） は職員団体を 結成すること もできる（地 公労法附則⑤）	職員団体制度 （地公法52③、教 特法21の4①） ただし、警察 職員、消防職 員は、団結が 禁止されてい る（地公法52 ⑤）	団 結 権	
団体交渉権が保障さ れている（地公労法 7） ただし、協約の 効力には一定の 制限がある（地 公労法8～10）	法55①②） ただし、法令、条 例等に抵触しな い範囲での書面 協定は締結でき る。（地公法55⑨）	団体交渉権	
争議行為等 は禁止され ている（地公労法 11①）	公法37①） は禁止され ている（地 公法37①）	争 議 権	

4. 見えてきた課題

- 東日本大震災で浮き彫りとなった諸課題に対して十分な備えが必要であり、労働組合も重要な役割を担う
- 消防職員は【団結権】すら有しておらず、現場で浮き彫りとなった課題について意見し話し合う場もない
- 諸外国と比較してみても公務員に労働基本権が与えられていないことは異例な状況
- 必要な公務・公共サービスのあり方について、当事者である労使が交渉し、決定する仕組みが必要不可欠

自治労の国際連帯活動～NPO法人「エファジャパン」 設立

自治労は、結成40周年記念事業として、1995年にベトナム、カンボジア、ラオスで「アジア子どもの家」プロジェクトを開始しました。2004年には、この活動を引き継ぐNPO法人「エファジャパン」を設立し、子どもの教育支援に取り組んでいます。自治労が毎年組合員に協力をよびかけている「国際連帯救援カンパ」は、その活動の主要な財源となっています。



カンボジアでは、学校へ通えない子どもたちに教育の機会を提供するため、現地NGOと協働して、寺子屋教室を運営



みなさんからの支援が
“貧困をなくす未来”の支えになります。

自民党の「国際連帯教育基金」は、1991年に始まり、これまで韓国教育や児童労働禁止のキャンペーン、途上国での子どもたちの教育の支援、労働組合の発展や市民生活のための活動などに活用されてきた。世界の人口の約6割に上る1人は、1日1円未満で生活していることとされている。貧困をなくするまで、子どもたちを苦しめること、子どもの教育や職業教育は、社会の未来を担っていることが、もたらす価値は、決して低くはない。自民党はこれからも、「平和・人権・環境」をキーワードに、世界の平和・市民と手を携えて、国際連帯教育基金に力を入れていきます。経済危機の乗り越えのこともたつたカンパをお待ちいたします。

「世界中の子どものために『明日』のために」
2015年までに国際社会が達成すべき7つの目標

「2015年までに世界の貧困を減らす。子どもを虐待や世界共通の病の犠牲に、国境や民族関係などの差別に関与し、国境上と国境下の両方に貧困を減らす。『SDGs』(Sustainable Development Goals: MDGs)を『SDGs』として6つの目標が掲げられる」

- 飢餓と食料・栄養の健康
- 清潔な水と衛生の達成
- ジェンダー平等の達成と女性の地位向上
- 気候変動とエネルギー
- 産業、イノベーション、そのためのインフラの整備
- 陸地の持続可能な開発
- 海の持続可能な開発
- 陸地のためのグローバルパートナーシップの構築

【これまでの支援】
ジャワ島中部地震被災者支援
ハイチ大地震被災者支援 など

ご静聴ありがとうございました。